

京丹後市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年11月24日

京丹後市監査委員 鈴木 修 一

京丹後市監査委員 川 戸 一 生

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

監査の実施に当たっては、令和4年度の出納その他の事務事業の執行を対象とした。監査の対象施設及び指定管理者は、管理業務内容や運営の実態等を勘案し、協議により次の3指定管理者を選定した。

監査対象施設名	指定管理者	所管課
京丹後市久美浜福祉センター	久美浜一区自治会	市長公室／ 地域コミュニティ推進課
京丹後市久美浜農業センター	海部地区活性化協議会	
京丹後市久美浜林業センター	佐濃自治会	

第3 監査の実施期間

書類審査 令和5年9月25日から同年11月24日まで

説明聴取 令和5年11月8日

第4 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 指定管理者関係

- (1) 施設は、関係法令、基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 施設の管理に係る会計処理は、適正に行われているか。
- (4) 事業計画書、事業報告書等は、適正に作成し提出されているか。
- (5) 施設管理に係る諸規定は、整備されているか。

2 所管課関係

- (1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書等により適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

第5 監査の方法

指定管理者及び所管課から事前に関係書類、帳簿等の提出又は提示を求め、監査の着眼点に沿って書類審査を行うとともに、必要に応じて指定管理者、所管課

の課長等に質問する方法により実施した。また、現地に赴き、指定管理者等の立会いの下、施設の概要について説明を受けた。

第6 監査の結果

指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況について、一部に留意すべき事項が見受けられたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じられたい。

第7 監査の概要

1 施設の概要

(1) 京丹後市久美浜福祉センター

名 称	京丹後市久美浜福祉センター
所 在 地	京丹後市久美浜町 3137 番地の 3
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	1 階 170.03 m ² 2 階 170.83 m ² 計 340.86 m ²
建設年月	昭和 57 年 8 月
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
休 館 日	月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
施設内容	会議室、研修室、調理室、事務室等

指定管理者

久美浜一区自治会（京丹後市久美浜福祉センター内）

指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料

1,759,000 円（令和 4 年度）

設置目的

久美浜福祉センターは、地域住民の生活向上と福祉の増進を図ることを目的とする集会施設であり、地域コミュニティの拠点施設として活用されるだけでなく、市民活動等にも広く利用されている施設である。

(2) 京丹後市久美浜農業センター

名 称	京丹後市久美浜農業センター
所 在 地	京丹後市久美浜町橋爪 673 番地
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	1 階 242.62 m ² 2 階 238.62 m ² 計 481.24 m ²
建設年月	昭和 53 年 3 月
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
休 館 日	月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
施設内容	会議室、研修室、調理実習室、事務室等

指定管理者

海部地区活性化協議会（京丹後市久美浜農業センター内）

指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

指定管理料

2,021,000円（令和4年度）

設置目的

京丹後市久美浜農業センターは、農業又は他産業の振興や地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする集会施設であり、地域コミュニティの拠点施設として活用されるだけでなく、市民活動等にも広く利用されている施設である。

（3）京丹後市久美浜機業センター

名 称 京丹後市久美浜機業センター

所 在 地 京丹後市久美浜町野中81番地

構 造 鉄筋コンクリート造2階建、一部木造平屋建

延床面積 1階299.58㎡ 2階162.18㎡ 計461.76㎡

建設年月 昭和47年9月（平成元年12月に増築あり）

開館時間 午前8時30分から午後10時まで

休 館 日 月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

施設内容 集会場、会議室、和室、調理実習室、事務室等

指定管理者

佐濃自治会（事務所：京丹後市機業センター内）

指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

指定管理料

1,729,000円（令和4年度）

設置目的

京丹後市久美浜機業センターは、織物産業又は他産業の振興や地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする集会施設であり、地域コミュニティの拠点施設として活用されるだけでなく、市民活動等にも広く利用されている施設である。

2 業務内容

主な業務は、以下のとおりである。

- （1）管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2）管理施設内外の原状回復に関する業務
- （3）管理施設の利用許可に関する業務
- （4）管理施設の利用料金の徴収に関する業務

(5) その他、市又は指定管理者が必要と認める業務

3 施設利用状況・利用料金

(1) 京丹後市久美浜福祉センター

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総利用者数	4,385人	1,740人	1,467人	3,036人
利用料金	127,400円	59,625円	76,200円	92,375円

(2) 京丹後市久美浜農業センター

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総利用者数	15,075人	5,423人	5,729人	8,410人
利用料金	221,040円	104,430円	80,690円	115,240円

(3) 京丹後市久美浜機業センター

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総利用者数	3,446人	2,571人	1,305人	2,383人
利用料金	137,780円	89,805円	24,585円	65,050円

4 監査の結果・意見

監査調書、説明聴取による確認事項は、以下のとおりである。

- (1) 基本協定書や業務仕様書において、市への届出や報告が必要とされている事項については、見落としがないよう、届出事項等を所管課と共有し、基本協定書等の規定を順守するよう努められたい。
- (2) 施設及び設備の維持管理については、おおむね適切に行われていることを確認した。一方で、現地調査において、施設に老朽化が目立つ箇所が見受けられたことから、所管課と連携し、経済性を見極めながら修繕等を実施し、利用者目線の施設管理に努められたい。
- (3) 市は、指定管理者に施設管理者賠償責任保険の加入を求めている。施設の特性を踏まえて必要な保険に加入するとともに、保険の補償内容等を所管課に報告されたい。
- (4) 施設の管理経費の支出について、当該年度に係る費用の一部が次年度の費用として計上されていた。出納整理期間中は前年度と現年度の会計処理が併存することから、適正な年度区分による会計処理について留意されたい。
- (5) 収支報告書について、前年度の指定管理に係る剰余金が、当年度の収入に前年度繰越金として計上されていた。収支報告書は、指定管理業務に係る単年度の収支を明らかにするものであるが、指定定管理料の積算にも影響があることから、所管課と協議の上、速やかに対応されたい。
- (6) 貸与備品と指定管理者所有の備品は、備品台帳で整理され、管理されている

ことを確認した。一部、所在不明の備品や経年劣化した備品管理シールが見受けられたので、現物と備品台帳を整合させ、引き続き備品の適正管理に努められたい。

第8 総括（全体を通した意見及び要望）

今回の監査対象とした3箇所を含め、本市合併前の久美浜町に設置された集会施設は、合併後も存続している。集会施設の設置経過は、昭和26年以降、旧村の合併が繰り返され、昭和33年5月に一郡一町の久美浜町が誕生した。

合併による、末端自治組織や辺地への行政施策の薄れに対する懸念と住民の強い自治意識等を背景に、旧村単位に一センター構想のもと昭和47年以降設置が進められ現在の8施設に至っている。

監査を行った結果、3施設に共通して見受けられた課題や制度の運用について指摘事項等を以下に記載するので、引き続き適正な指定管理者制度の運用に努められたい。

1 指定管理者の業務の把握および監督について

指定管理業務に関する基本協定書や業務仕様書において、指定管理者が市に届出や報告が必要とされている事項については、指定管理者と現状を共有し、履行確認及び指導・助言に努められたい。

2 基本協定書及び業務仕様書について

指定管理者の基本協定書及び業務仕様書の内容は、設置目的や市の施策、施設の特性、指定管理者の団体種別等などによって異なる。基本協定書は、指定管理者に求める業務の内容等が包括的に記載され、業務仕様書は指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定められている。基本協定書と業務仕様書の内容に齟齬が生じていないか、業務内容は施設の特性に応じたものかなど、次期指定期間更新時までには内容を精査されたい。

3 施設の管理について

管理施設及び設備の維持管理については、おおむね適切に行われていた。

一方でこれらの施設は、建築からすでに40年以上経過していることから、老朽化への対応が必要となっている。利用者ニーズを把握しながら、必要性を考慮した各センターのあり方を検討するとともに、計画的な改修・修繕を図りながら、より良いサービスの提供に努め、利用者が安心して利用できる施設となるよう努められたい。

4 繰越金について

収支報告書は、当該年度における指定管理業務の履行状況を裏付けるものとして、指定管理者に提出を求めているものである。

今回監査対象とした指定管理者の事業報告書を調査したところ、前年度の指定管理に係る収支差額を、当年度の収入に「前年度繰越金」として計上していた。前年度の剰余金を当年度の収入とする収支報告書の場合、当年度における指定管理施設の管理運営に関する単年度損益が明らかにならない。繰越金については、指定管理者の業務と経理状況から指定管理委託料算定の指標ともなるので、繰越金の取扱いを速やかに検討されたい。

5 再委託について

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者へ委託することはできないが、施設の維持補修等の指定管理業務の一部は、市の承認を受けた場合に限り、第三者へ委託することが可能である。所管課は、指定管理者と現状を共有し、基本協定書等に基づく第三者委託が行われるよう努められたい。

6 貸与備品の管理について

貸与備品は、市の財産であり、指定管理者が業務の実施において利用するものであるため、適切に管理する必要がある。指定管理者は、施設内に貸与備品と指定管理者に帰属する備品が混在する中で、所有者別に備品台帳を作成し管理している。所管課は、貸与備品について定期的に備品台帳等と照合するなど、引き続き適正な管理に努められたい。

7 指定管理者制度の運用について

施設所管課は、施設の経営を行う主体であり、選定手続、モニタリング、評価等の一連の過程を責任を持って行うなど、指定管理者制度の運用に当たり中心的な役割が求められている。本市では、指定管理者制度について全庁的な視点から指導・助言等を行う部署が明確ではなく、施設所管課が個別に運用を担っている現状がある。制度については、全庁的に共通の認識と手続の下に取り組む必要があることから、制度を所管する部署は、制度運用の総合調整や各施設所管課における適切な制度運用の支援に努められたい。

また、施設所管課においては、モニタリング等における指定管理者との緊密なコミュニケーションを通じて指定管理者の意見や要望を把握し、市の考え方等を反映させ、調整を図りながら、指定管理者による管理運営の充実に努められたい。

今回、監査対象とした指定管理者は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、感染防止対策に取り組みながら管理運営を実施したほか、老朽化が進んでいる施設や設備を計画的に修繕するなど、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる様子が見えた。

また、指定管理者は、住みよい地域づくりを進めることを目的に設立された団体であることに鑑み、所管課は、運営面の助言等も含め、適切に指導的役割を果たすことを望むものである。